

**林業退職金共済制度
のお知らせ**

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた、もしくは加入していたかもしれない方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。

林業の仕事をしていた当時の加入の有無についても当方で確認を行いますので、お気軽に最寄りの支部又は本部へお問い合わせください。また、お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
03-6731-2887
詳しくはホームページでもご案内しております。
<http://www.rintaikyo.taisyoku.kin.go.jp/>

**土地統計調査再開
のお知らせ**

総務省統計局(北海道・日高町)では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施して

おります。日高町におきましては、北海道胆振東部地震の発生により調査を一時休止しており、全国その他の地域とは異なるスケジュールで調査を実施します。

● 11月7日(水)～13日(火)
調査員による調査対象地域の巡回

● 11月17日(土)～22日(木)
調査票の配布

● 11月23日(金)～29日(木)
調査票の回収

インターネット回答や郵送による提出の期限が10月8日と記載された書類があります。日高町の皆様は、12月10日まで回答が可能です。

また、これらの書類に書かれた住宅・土地統計調査コールセンターの電話番号は、現在、使用できないため、調査に関してご質問等がございましたら、左記のフリーダイヤルまでご連絡をお願いいたします。

▼お問い合わせ先

住宅・土地統計調査コールセンター
0120-16-0013

**タイヤの盗難に
注意しましょう**

タイヤの盗難は、例年タイヤの交換時期に被害が増加する傾向にあります。

また、盗難被害に遭う多くは、「無施錠」の物置や車庫から盗まれています。被害防止のため、タイヤの保管には十分に注意しましょう。

●被害防止のポイント

・かぎのかかる場所に保管して必ず施錠を！

タイヤ盗難の多くは、「無施錠」の物置や車庫から被害にあっています。必ず施錠をしましょう。

・タイヤを鎖などで連結して施錠をする！

4本を1つにまとめることで、犯人が「盗みづらい状況」を作りましょう。

・目につかない場所で保管しましょう。

野外に保管する場合は、犯人の目につかないところ、つまりは犯人が簡単に盗み出せない場所で保管しましょう。

・センサーライト等の防犯機器を活用する！

盗難防止には、センサーライトが有効です。泥棒の嫌いな「光」でタイヤを守りましょう。

▼お問い合わせ先

北海道環境生活部くらし安全局
011-231-4111

**日高振興局からの
お知らせ**

ご存じですか？

屋外広告物のルール

北海道は、屋外広告物の面積や設置できる場所などを条例で定めており、街中や国道、道路の脇に広告物を設置するには、原則として、許可が必要になります。設置する場所により許可できる面積や高さなど条件が異なりますので、屋外広告物を設置、変更する際には、お気軽に日高振興局までご相談ください。

▼お問い合わせ先

日高振興局建設指導課
0146-221-9291

広告

小規模企業者等
設備貸与制度のご案内

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者等の方が創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売、またはリースする制度を実施しております。

●制度の概要

【対象者】

常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者、創業者

【対象設備】

道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等での新品のもの

【限度額】

100万円～1億円

【割賦・リース期間】

(割賦)10年以内

(リース期間) 3～10年

【割賦損料率・月額リース料率】

(割賦料率)

年1.8%～2.0%

(リース期間・月額リース料率)

3年…2.955%～

10年…0.998%

▼お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

011-232-2404

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

【門別地区相談所での開催】

※毎月第4火曜日開催予定

12月の相談日：25日(火)

□事前予約制 電話 0146-421-8373

□予約受付 平日の午前10時～午後4時

□相談時間 午後1時30分～午後4時

□相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム

日高町門別本町2-10番地の1

【新ひだか町での開催】

12月の相談日

3日(月)・5日(水)・10日(月)・12日(水)・17日(月)

19日(水)・26日(水)

□事前予約制 電話 0146-421-8373

□予約受付 平日の午前10時～午後4時

□相談時間 午後1時～午後3時

□相談場所 ひだか弁護士相談センター

新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

【平取町での開催】

※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。

12月の相談日：4日(火) 午後1時30分～午後3時

25日(火) 午前11時～午後0時30分

□事前予約制 電話 0145-712-2222

(平取町役場まちづくり課広報広聴係)

□予約受付 平日の午前9時～午後5時

□相談場所 ふれあいセンター1号館

平取町本町35番地1

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

広報・ホームページに
広告を掲載しませんか？

日高町では民間企業との協働によるまちづくりと、町の自主財源確保、それによる町民サービスの向上などを図るため有料広告事業を実施しています。

チラシなどの媒体より安価で多くの方に確実に情報提供が行えます。

特にホームページは、毎日全国の多くの方が訪問し閲覧されています。ぜひPRの場としてご検討ください。

○掲載料金

(1号・1枠、または1ヶ月)

・広報誌、ホームページ(バナー広告)ともに

5,000円

・最長で連続12ヶ月まで掲載可能

○広告の大きさ・規格等

・広報誌(1枠)

縦4cm・横5.5cm

・ホームページ(1枠)

縦60ピクセル・横184ピクセル

▼お申し込み・お問い合わせ先

日高町役場企画財政課

まちづくり・広報統計グループ

01456-216181

広告